

「麻布御部屋御裏両御殿御普請記録」（萩藩江戸屋敷作事記録）

山口県文書館所蔵毛利家文庫

〔解題〕

現在山口県文書館に所蔵されている萩藩の藩政史料・毛利家文庫の中に、同藩江戸屋敷の作事の経過をまとめた史料（作事記録）が十三点（十四冊）が残されている。そのうち享保十六年（一七三一）から寛政七年（一七九五）までに行われた六回の作事の記録六点（七冊）は、作事記録研究会編『萩藩江戸屋敷作事記録』（中央公論美術出版、二〇一三年）に収録された。ここに翻刻するのは同書で割愛された記録のうちの一点、「麻布御部屋御裏両御殿御普請記録」（毛利家文庫請求番号Ⅱ八館邸40）である。

同史料は、文政二年（一八一九）十一月から翌三年四月までと、その後中断をはさんで同四年二月から四月までの前後二期にわたって、麻布下屋敷（現・東京都港区赤坂九丁目、東京ミッドタウン付近）で行われた表・裏両御殿の作事の記録である。この作事は、萩藩十代藩主毛利斉熙の長女美和（由美とも）と斉元（七代藩主毛利重就六男親著の長男）の養子縁組に先立って、両人の新居を造営する目的で実施された。

萩藩は江戸城直近の桜田門外に上屋敷（一万三四一坪余、現・千代田区日比谷公園）、それに程近い虎ノ門内に中屋敷（新シ橋「あたらしばし」屋敷と呼ぶ、三六四三坪余、現・千代田区霞が関一丁目）を所持していたが、表高三六万九〇〇〇石に及ぶ大藩の江戸屋敷としてはやや狭く、三万三七八〇坪の広さを有する麻布下屋敷に藩主やその家族の殿舎を構えることも多かった。これら萩藩の各屋敷の状況と作事の経過について詳しくは、『萩藩江戸屋敷作事記録』所収の史料と解説を参照されたい。

〔凡例〕

- (1) 翻刻にあたっては底本の体裁をできるだけ残すよう努めたが、形式の統一や変更を加えたところもある。
- (2) 本文に適宜読点（、）および並列点（・）を補った。
- (3) 敬意を表す闕字（一字空き）・平出（改行）は省略した。
- (4) 漢字の字体は原則として現行字体とし、変体仮名や合字（より・シテ）は適宜平仮名または片仮名に改めた。
- (5) 誤字・脱字は原文のまま翻字した上で、□で囲んだ校訂注を付けた。同じ誤字等が頻出する場合は初出箇所のみ注記した。ただし当時慣用的に使われていた誤字・当て字は注記を省略した。
- (6) 史料中の抹消・訂正箇所は原則として訂正後の文字だけを翻刻した。
- (7) 漢文体で書かれた上梁文には読み下しを付けた。
- (8) 説明を必要とする語句には側注を付けた。

筑波大学社会工学commons データバンク・プロジェクト

作成者 藤川昌樹・宮崎勝美

〔表紙〕

文政二卯十一月ヨリ同三辰四月□

麻布御部屋  
御裏 両御殿御普請記録

(欠損)

〔役 堅田宇右衛門殿

原〔(欠損) 〕右衛門 〕

文政二卯十一月より同三辰四月迄

麻布御部屋御裏両御殿御普請記録

御仕残後度御普請附録共

御当役<sup>(1)</sup> 堅田宇右衛門殿

頭人 原田小右衛門

麻布御部屋并御裏御殿御普請記録目録

- 一、御普請被仰出之事
- 一、御用掛人数之事
- 一、御普請前積金之事
- 一、木品伺之事
- 一、御手斧初之事
- 一、地鎮御祈禱之事
- 一、御柱立之事
- 一、御棟上之事 并御棟札之事
- 一、御作事懸之面々拝領被下之事
- 一、御普請御入用銀并仕残御入用引当差引之事
- 仕残之所已<sup>(文政四年)</sup>ノ二月御成就附録

(1) 当役は藩主を補佐する家老職。国元に常駐する当職と違い、藩主の参勤交代に随行して

江戸・国元間を移動した。

- 一、御用掛り人数之事
  - 一、御小座敷所替・御建替、御休息之間建継被仰付之事
  - 一、御家堅御祈禱之事
  - 一、御普請出来(児玉)三郎右衛門殿御見分之事
  - 一、新御殿御裏御門通初并御竈清メ之事
  - 一、御錠口封ベ之事
  - 一、御裏御殿引渡之事
  - 一、美和姫様(毛利斉長女)御中屋敷より御引移之事
  - 一、御表御殿引渡之事
  - 一、宮内様(毛利斉元)大御殿より御引移之事
  - 一、御家坪数之事
  - 一、御普請御入用銀并差引之事
- 以上、

一、於麻布御屋敷(毛利斉元)式部様御殿并御裏御殿(2)共建調被仰付候段、(文政二年)十一月廿六日絵図面を以被仰出候、右御用懸之面々、左之通被仰付候事、

矢倉頭人役(3)被差除、御用所役(4)より新御作事頭人

原田小右衛門

麻布大検使(5)勤懸りより新御作事懸兼帯

山崎与左衛門

- (2) 萩藩では奥御殿（奥向御殿）を裏御殿と呼んだ。
- (3) 矢倉方は江戸屋敷において金穀物品の出納や工事を管轄した。頭人はその責任者。
- (4) 職務繁多な矢倉方を助けるために設けられた役職で、江戸屋敷の財務を担当した。
- (5) 大検使は矢倉方が管轄する金穀物品の出納を監督し、配下に中取方・勘定方・作事方を置いた。

同御用方検使(6)より同断、

伊藤伝右衛門

御算用方より新御作事方兼帯

松原喜左衛門

麻布御作事方より新御作事方兼帯

阿部猪兵衛

新御作事方棟梁

綿貫九郎右衛門

右之通被仰付候事、

棟梁

有田清左衛門

会所手子(7)

片山市右衛門組

平四郎

地方組

弥右衛門

定立肝煎

赤川又六組

林 孫四郎

林八左衛門組

左伝太

同組

(6) 御用方検使は矢倉頭人の総轄を受け、配下に呉服方・濃物方(こまものかた)・米方・銀子方を置いた。

(7) 手子(てご)は、下働き要員として諸役に付けられた中間(ちゅうげん)など。

九右衛門

後付

有田伝左衛門組

源兵衛

地方組

久左衛門

矢倉付

太郎太

御蔵元付

惣八

小遣

新六尺

又右衛門

張付(8)手伝より小遣

同

吉五郎

増小使より張付手伝

同

惣太郎

増小使

村田七郎左衛門組

熊之丞

右、勤懸り之内、御普請最初より相勤候事、

後付

(8) 張付は、布・紙等を壁や天井に張り付けて仕上げる事。

伊藤惣兵衛組

半途ニ而御部屋後付被差出候事、  
市郎左衛門

渡辺治右衛門組

茂右衛門

同組

左助

小野市十郎組

御部屋後付より追々御雇罷出候事、  
藤助

有田伝左衛門組

伊藤伝右衛門手付  
伊三郎

後藤長右衛門組

山崎与左衛門手付  
万吉

加辺七郎左衛門

同断、  
吉五郎

御蔵元付

同断、  
権七

増立肝煎

伊藤惣兵衛組

幸吉

有田伝左衛門組

早之助

加辺七郎左衛門組

幾之進

平川庄兵衛組

孫七

御殿肝煎・御清水(9)肝煎より増立肝煎

御蔵元付

斧助

同

矢倉付

作兵衛

新御殿番より同、

御蔵元付

市兵衛

同組

源次右衛門

地方組

大左衛門

大御殿番より同、

来嶋九郎左衛門組

又右衛門

御蔵元付

幾右衛門

小遣

新六尺

勘兵衛

増小使

同組

弥一郎

(9) 清水(清水園)は下屋敷内の庭園の名称。

頭人打廻り

次郎吉

右、勤懸り之外、御普請最初又は半途より罷出相勤候事、

張付師

林 六之助

右、追々罷出、張付一途引除見合候事、

一、此度建調被仰付御殿地所、先年邦媛院(毛利治親後室徳川氏)様御住居被遊候古御殿<sup>(10)</sup>解除被仰付、又は空地立木採用等相成候事、

但、古御殿御式台辺ハ、其俣御表御式台ニ被相用、其外両御二階并下座敷

・長局<sup>(11)</sup>等被残置、引家にして御用相成候事、

一、原田・松原・綿貫早速麻布入込被仰付候事、

一、大工固屋<sup>(12)</sup>五棟建調相成候、地所之儀は、御表御式台前、大番丁御蔵之脇より東北江折廻し、并得一亭<sup>(13)</sup>御門外等江、森住惣右衛門受負を以建調相成候事、  
一、此度御普請ニ付御書付無之、諸士中誓紙も改而は不被仰付、棟梁已下末々之儀も準右候事、

一、紙類御仕送之儀は、不申出、御入用次第於呉服方借物通ひ帳を以受取、追而

(10) 八代藩主毛利治親の正室であつた邦媛院(田安徳川宗武五女)は、治親死去後の寛政九年(一七九七)に上屋敷から中屋敷に移居し、さらに文化六年(一八〇九)十代斉熙が家督を継ぐとその翌年に中屋敷から下屋敷に移つた。その後同十二年六月に死去。文化六、七年に下屋敷で行われた新殿舎作事の記録「麻布御屋敷新御殿御普請記録」が山口県文書館所蔵毛利家文庫に残っている。

(11) ながつぼね。奥女中の住居。

(12) 固屋は小屋と同じ。木屋とも書く。

(13) 得一亭は下屋敷庭園内の茶室。

仕詰之上払切ニ相成候様申出候事、

一、会所之儀、御買上物候は根会所<sup>(14)</sup>ニおゐて受払相成、御表御台所を出会所に  
して御用取捌相成候事、

一、新御作事御勘定之儀は、二ヶ月括りニ不及、至末縮而仕詰被仰付、於御銀子  
方金銀御払無御滞相済候事、

但、直買銀之儀は、於新御作事方取捌被仰付候事、

一、御普請場所大べり之儀は、御裏御門前通り御表境より東門通り石垣際を伝ひ、  
御物見前通り御蔵之処迄竹矢来結調、御裏御門之前入口簀戸錠前べり、東門之  
南袖垣之処同断、尤此入口仮番所を建、昼夜とも番人式人宛差出候事、

但、番人之儀、御作事方受にして、増肝煎孫七・御殿番又右衛門・幾右衛  
門・大左衛門四人引除差出候事、

一、御指図前地面不足ニ付、長局後通有来石垣を道幅江せり込、少々築出候事、

一、夜廻り之儀、時刻不相定、御殿番<sup>古御殿番</sup>御殿居懸 并懸り之後付肝煎中不絶差廻

し、頭人・檢使・役人共時々見廻り候事、

一、東御門明候事、

右、新御作事御用之材木其外追々持込候付、車力其外共、一件相済候迄御門勘  
過<sup>(15)</sup>相成候様、頭人奥書を以申出、至末御用無之ニ付其御沙汰相成候様、前後  
申出相成候事、

一、甲頭巾<sup>(16)</sup>・頬かぶり之事、

右、御普請場所見廻り諸士中并御手人、雇入之諸職人、鳶・町夫等、寒風為凌  
御免被下候様申出候事、

(14) 根会所は常置の作事方会所。臨時組織である新作事方の会所に対してそのように呼んだ。

(15) 門の出入りを検問すること。

(16) かぶとずきん。兜頭巾とも。火事装束などに用いられた頭巾。

一、御急之御普請ニ付、職人御屋敷内差置候儀、軸方<sup>(17)</sup>受負人共より相願候付、東長屋明固屋被差置、御作事方より御門呼入相成候事、

新御作事前積金之事

覚

一、金三拾壹貫貳百目

但、御表御座之間廻り、御持仏・御神棚・御寢所御椽通御土地<sup>(18)</sup>建継、御風呂屋より御客間廻り迄七拾八坪、壹坪ニ付凡四百五拾目宛にして右之辻、

一、同九貫目

但、御有来御家諸処御修復、御門并番所共取替、伝ひ敷石居替、腰懸建調等御入用右之辻、

一、同四拾貫七百目

但、記録所・御用所・大番所廻り、御書院番所・御納戸・御奥茶部屋・中ノ口廻り迄、二階ハ外ニシテ百八拾五坪、壹坪ニ付貳百七拾目宛にして右之辻、

一、同百貳拾貫目

但、御裏御式台廻りより御対面之間・御座之間・御寢所・御化粧之間辺迄凡貳百坪余、壹坪付七百目宛にして右之辻、

一、同五貫六百目

但、御納戸・御台子之間廻り貳拾貳坪半、新規調にして、壹坪付三百目宛ニシテ右之辻、

一、同拾六貫八百目

但、御台所四拾八坪新規建調、壹坪付三百九拾目宛にして右之辻、

(17) 軸（軸組）は建物の骨組の意。

(18) どご。土間のこと。

- 一、同貳拾三貫目
  - 但、御広座敷・御膳所・御末・呉服之間、古御二階・御口辺古物取合百四拾壹坪、壹坪ニ付貳百四拾目宛にして右之辻、
- 一、同五貫目
  - 但、御門壹棟新規建調ニシテ右之辻、
- 一、同七貫九百五拾目
  - 但、長局壹棟百四拾坪程所替建繼にして、同客部屋壹棟古物取合建調迄右之辻、
- 一、同拾貳貫九百目
  - 但、銅葺・同戸樋其外谷銅等之分右之辻、
- 一、同貳拾五貫目
  - 但、御表・御裏共建具類、張付・御畳之分共右之辻、
- 一、同九貫目
  - 但、地形方右之辻、
- 一、同貳貫五百目
  - 但、万鉄物・塗物等之分右之辻、
- 一、同拾五貫目
  - 但、諸石方之分右之辻、
- 一、同七貫目
  - 但、御有来屋ね漆喰置調之分右之辻、
- 一、同三貫目
  - 但、解家御入目右之辻、
- 一、同四貫目
  - 但、大工小屋懸調之分右之辻、
- 一、同五貫目

但、諸所板塀・忍返<sup>(19)</sup>等之分右之辻、

一、同拾壹貫目

但、御庭一件、其外渡り塀・高見切等之分右之辻、

一、同五貫目

但、戸樋釣其外諸掃除等之分右之辻、

合三百五拾八貫六百五拾目

右、棟梁綿貫九郎右衛門積り之前之事、

木品伺之事

御表

一、御座之間御有来上檀<sup>[壇]</sup>取除、御二ノ間同様之高サにして柱埋木<sup>(20)</sup>ニシテ仕調、

御床仕直、同柱壹本杉丸太之分建替、同左右柱埋木ニシテ相用候哉之事、

一、御神棚廻り新規柱杉可被仰付哉之事、

一、御寢所御土地折廻し新規調ニシテ柱樑大面取、桁杉丸太、榿同小丸太飛面付

可被仰付哉之事、

一、御座之間御用場<sup>(21)</sup>木道具新古取合調可被仰付哉之事、

一、御寢所御用場御有来仕直修復ニシテ、并御湯殿木道具新古取合調可被仰付哉

之事、

一、御対面より御膳所・記録所・御用所廻り諸役所共、古物を以所々埋木ニシテ

建調可被仰付哉之事、

御裏

一、御座之間御二ノ間迄、御寢所御二ノ間迄、御対面御三ノ間迄新規建調ニシテ、

(19) しのびがえし。盗賊等の侵入を防ぐため先のとがったものを並べた装置。

(20) 埋木は木の割れ目や節穴を他の木材で埋めること。

(21) 御用場は廁のこと。

いづれも上之間柱樞、御二ノ間樞、御三ノ間已下不残杉にして建調可被仰付哉之事、

一、御座之間・御寢所・御対面共御上通り御建具類、御天井張付・御襖〔唐〕辛紙等之儀、御有来ニ応し見合ニシテ調可被仰付哉之事、

一、御座之間・御寢所・御対面張天井、御三ノ間已下板天井杉上小節、又は小節等ニ而調可被仰付哉之事、

一、御小座敷新規調にして、柱樞・杉取合にして調可被仰付哉之事、

一、御神棚廻り・御化粧之間共新規調ニシテ、柱不残杉可被仰付哉之事、

一、御座之間御間内長押樞大面取、御椽通同木角長押可被仰付哉之事、

一、御寢所御間内長押杉丸太ニシテ、御椽通樞大面取可被仰付哉之事、

一、御対面御間内・御椽通共、樞角長押可被仰付哉之事、

一、御小坐敷長押無にして、御天井沢縁<sup>(22)</sup>吹よせ<sup>(23)</sup>板目覆張可被仰付哉之事、

一、御化粧之間長押杉丸太、板天井可被仰付哉之事、

一、御座之間・御対面折廻し御土地、柱樞大面取、桁杉丸太ニシテ、垂木樞角樞面取可被仰付哉之事、

一、御寢所御土地、柱・桁同断、垂木樞猿ほう<sup>(24)</sup>可被仰付哉之事、

一、同所家根御有来銅相用、不足仕足、此度も銅葺可被仰付哉之事、

一、御小座敷御土地、柱・桁同断、榿杉小丸太飛面付可被仰付哉之事、

但、追而柱くぬ木、御床柱赤松被仰付候事、

一、前断孰も、御床柱杉丸太面付可被仰付哉之事、

一、御鈴廊下并御用場共、木道具古物之内宜分仕直し、所々埋木ニシテ調可被仰

(22) 竿縁（さおぶち）。天井板の下板を支えるため、または化粧として、それと直角に配された細い材。

(23) 二本ずつを一組にして並べること。

(24) 猿頬面。猿の顔の形のように断面を六十度程度にして面取りすること。

付哉之事、

一、御玄闕柱樞ニシテ、御式台・御客間・出伺之間迄新規杉にして建調可被仰付哉之事、

一、御膳所・御納戸・御湯殿廻り、御広坐敷より中之口御台所迄、木道具新古取合、所々埋木ニシテ建調可被仰付哉之事、

一、御門杵棟、木品塩地其外松取合ニシテ建調可被仰付哉之事、

右之廉々奉伺候事、

十二月

右、伺之通被仰付候事、

一、御手斧初より御普請中、足輕已下昼飯代として日別式拾四文宛被立下候事、

覚

一、御手斧初御規式其外之事、

一、御作事中安寧之御祈禱其外、円明院<sup>(25)</sup>江執行被仰付候事、

右、此度式部様・美和姫様兩御殿御普請就被仰付候、前書之廉々申出之通可被仰付哉之事、

卯

十二月

新御作事方

伺之通被仰付候、尤御手斧初御規式之儀は、麻布新御殿之通<sup>(26)</sup>被仰付候、

一、御手斧初・御柱建・御棟上之吉辰<sup>(27)</sup>考、并御普請中安寧之御祈禱・地鎮・御家堅之御祈禱被仰付候段、兼而円明院江御用所より授相成候、御用所役より原田出勤之事ニ付、其度々不及問合、御向々江之通達其外、諸事麻布新御殿之節之御例を以取計相成候様被仰付候事、

(25) 下屋敷内に堂宇を構えていた真言宗寺院。毛利家から寺領を与えられていた。

(26) 文化六〇七年（一八〇九〜一〇）に行われた麻布下屋敷新御殿作事の先例。

(27) きっしん。吉日。

十二月九日吉辰ニ付御手斧初被仰付候事

一、御手斧初御日柄之儀、兼而円明院撰考之通、九日吉辰ニ付御規式被仰付候、次第左之通、

一、朝五ツ時揃之事、

但、頭人を始、平服<sup>(28)</sup>・麻上下着用之事、

御饗入用物

一、角木式本 但、切当共、

一、瓶子三対 饗付、

一、御鏡餅五重

一、神酒三升

一、散米九升 斗升入、

一、四季膳三枚

一、掛錢壺貫文 青帙差<sup>(29)</sup>、

一、懸鯛<sup>(30)</sup>壺掛

一、熨斗壺把

一、昆布壺把

一、鯛壺向ひ

一、栗拾ウ

一、栢少し

(28) 小袖。

(29) 青緡（あおざし）。青く染めた麻繩に差した錢貨。まとまった額の錢は緡で括って取り扱われた。

(30) 二尾を対にした干鯛。

- 一、めやし豆<sup>(31)</sup>少シ
  - 一、梅干少シ
  - 一、塩少シ
  - 一、白箸五膳
  - 一、白木三方三枚
  - 一、小角壺つ
  - 一、土器式拾式
  - 一、八府菰<sup>(32)</sup>三枚
  - 一、長柄銚子 提共、飴付、
  - 一、青紙拾枚
  - 一、小水引三拾把 紺・白
  - 一、白広折三帖<sup>(33)</sup>
  - 一、地割絵図板壹枚
  - 一、尺杖
  - 一、掛矢
  - 一、新鋏
  - 一、拍子木
- 以上、
- 一、御手斧初場所、新御普請地大工固屋之内、仮座・幕囲等相調、此処江頭人・  
検使・役人中列座仕候事、

大工綿貫九郎右衛門

(31) もやし豆の方言。

(32) 編み目が八筋ある菰（こも）。

(33) 広折（ひろおり）は長門・安芸地方で生産された紙。束（そく）は紙を数える単位で十帖分のこと。一帖は紙の種類によって二十枚から百枚まで様々な数え方がある。

小工有田清左衛門  
町棟梁  
糸引竹田門左衛門

右罷出、相勤候事、

一、右畢而、於同所神酒・御熨斗、頭人之前江九郎右衛門持参、順々頂戴、相濟頭人之盃棟梁江遣候事、

但、瓶子之神酒を長柄銚子江入、酌は御用聞町人之子供罷出候事、  
付り、

御熨斗之儀は、御作事懸之足輕已下、并御用聞中江も置のしニシテ御取らせ被成候事、

一、右御飴物之内、上々様<sup>(34)</sup>方江左之通、

一、神酒瓶子壺対

一、掛鯛一折

右、(毛利斉熙)  
殿様江

但、記録所江差出候事、

一、神酒瓶子壺対

一、御鏡餅一重 御のし包添之、

右、式部様江

一、神酒瓶子壺対

一、御鏡餅一重 御のし包添之、

右、美和姫様江

但、御部屋は記六所<sup>(録)</sup>、新橋<sup>(35)</sup>ハ御用所差出候事、

右之通、夫々御作事方役人持参、頭人罷出演説仕、差上候事、

一、右御規式無御滞相濟候付、被成御祝、御目錄左之通、

(34) うえうえさま。藩主の家族。

(35) 新シ橋（あたらしばし）の中屋敷。

一、金百疋<sup>(36)</sup> 引のし、

大工

綿貫九郎右衛門

一、銀式両<sup>(37)</sup> 同、

小工

有田清左衛門

一、同壺両 同、

糸引

竹田門左衛門

右、頭人申聞を以被下候事、

一、同断二付、御作事懸り之諸士中御酒被下、并足輕已下不残、御用聞、当日罷

出候諸職人・鳶・町夫迄、煮鯛肴二而御酒被下候事、

一、当日御雇之諸職人其外共、御祝相濟候上は、何時にても不残御引せ被成候事、

右、寛政九巳年新橋御普請之節<sup>(38)</sup>、文化六巳十二月麻布新御殿之節<sup>(39)</sup>共連綿之

御例を以取計被仰付候事、

#### 新御作事中安寧之御祈禱之事

一、新御作事御無難御成就、御作事懸之面々并諸職人等至迄、数多之人数怪我過

無之様、且火用心第一之儀旁、円明院ニおゐて御祈禱執行被仰付、御札守御場

所江打せ候事、

但、右御施物として円明院江銀子壺枚、一件銀之内を以仕出被仰付候事、

(36) 一疋は錢十文。ここでは計算上の単位である永錢（永樂錢）の意で使われている。永四

貫文（四千文）＝金一両であるから、金百疋（永一貫文）は金一分に当たる。

(37) ここでは重量の単位。銀一両は四匁三分（一六グラム余）。

(38) 邦媛院の新シ橋中屋敷への移居に伴って寛政八〜九年（一七九六〜七）に行われた殿舎作事。山口県文書館所蔵毛利家文庫にその記録「〔江戸〕新橋御中屋鋪御普請御記録」がある。

(39) 文化六〜七年（一八〇九〜一〇）に下屋敷で行われた殿舎作事。前注（10）参照。

足輕已下小使迄昼飯代被立下候事

一、昼飯代として、出勤日計人別式拾四文宛被立下候事、

但、御手斧初より御普請中、足輕已下諸手子・小使迄、新御作事懸り之ものへ被立下候事、

地鎮御祈禱并御柱立之事

一、御普請所地鎮御祈禱并御柱立之儀、兼而円明院撰考被仰付、十二月廿七日吉辰二付、麻布新御殿之節之御例を以被仰付候、次第左之通、

一、朝六時揃之事、

但、頭人を始、平服・麻上下着用之事、

御祈禱入用物

一、鎮瓶<sup>(40)</sup>壺口

一、五色之糸五匁

一、同之絹五尺

一、瑠璃式匁<sup>(41)</sup>

一、琥珀式匁

一、五色之石五ツ

一、灰吹金三分

一、同銀壺匁

一、真珠式匁

一、沈香壺両

一、鬱金壺両

一、丁字壺両

(40) ちんびょう。鎮物（しずめもの）を納める容器。

(41) 以下、鎮瓶に入れて埋納する五宝・五香・五葉・五穀。合わせて二十種物という。

- 一、龍腦壺兩
  - 一、白檀壺兩
  - 一、薰陸三兩
  - 一、赤箭半兩
  - 一、人參壹匁
  - 一、伏苓<sup>〔茯〕</sup>半兩
  - 一、石菖根半兩
  - 一、天門冬半兩
  - 一、白芥子壹兩
  - 一、粬五合
  - 一、小豆五合
  - 一、蒸豆<sup>〔菘〕</sup>五合
  - 一、米壹升
  - 一、餅米五升
  - 一、干菓子貳斤
  - 一、白砂糖壹斤
  - 一、櫛壺把
  - 一、小手桶三ツ
  - 一、柄杓三本
  - 一、近江表三枚
  - 一、土器四拾枚
  - 一、晒布貳疋
  - 一、半夜蠟八丁
  - 一、白木三方七枚
- 右、いづれも於円明院仕調相成、追而代銀立戻相成分、
- 一、白木檀壺ツ

一、小机式ツ

一、同大机壺ツ

一、半畳壺置

一、灯台四本

一、鋤壺丁

一、鋤壺具

一、広折式束

右、いづれも於御作事方仕調、渡方相成分、

一、御祈禱場所之儀は、御表御寢所古御殿御用也被残置候処、幕囲ひ相調、檀饅相濟候上、

円明院罷出執行相成候事、

式部様御代拝 奥番頭

宮木八郎右衛門

美和姫様御代拝 御裏老<sup>(42)</sup>

宇野太兵衛

右、御祈禱相成候上、御代拝相成候事、

御代拝引取之上、頭人其外并棟梁江も拝礼被仰付候事

一、地鎮之神具、御裏御寢所相成処江方二間之幕張調置、円明院同宿并棟梁其内

二入、御家下祭納相成候事、

一、右一途相濟候上、円明院并同宿共、御表御対面上之間二而一汁五菜之御齋、

頭人相伴二而被下之、御通ひ御陣僧<sup>(43)</sup>被差出候事、

但、於御上屋敷御齋被下筈候へ共、御屋敷違之儀故、去巳年<sup>(文化六年)</sup>之趣を以、賄

之儀彼院御頼相成、賄料一件銀之内を以立戻相成候事、

(42) 御裏年寄役。奥向きの家老職。

(43) 陣僧は元來、戦地において死者の菩提を弔う僧侶であつたが、江戸時代には文書作成などの職務に当たつた。

一、御布施記録所役申聞ニ而左之通、

一、銀子五枚

円明院僧正

一、金貳百疋宛

同宿四人

右、巳年は御用所仕出相見候処、此度ハ御作事一件銀之内を以包調相成、

記録所江差出候事、

右員数之儀、巳年ハ三枚・百疋宛御坐候処、此度は御表・御裏両御殿祭

方被仰付儀ニ付、御僉儀之上右之通仕出被仰付候事、

一、供物壺通り宛、

殿様

式部様

美和姫様

但、御表記録所・御部屋同所・新橋御用所差出之、

右、役人持参ニ而、夫々差上候事、

同日、右畢而御同所於御式台之所、惣御柱立被相兼、引続御規式被仰付候

次第、

一、御鏡餅三重

一、瓶子壺対 飴付にして、

一、白木膳三枚

一、晒布壺疋

一、神鏡壺面

一、真綿三袋

一、真苧九拾目

一、懸鯛壺掛

- 一、 鯛式向ひ
- 一、 昆布式枚
- 一、 扇子九本
- 一、 熨斗三把
- 一、 勝栗五勺
- 一、 散米九合
- 一、 長柄銚子 加共、 飭付ニシテ、
- 一、 白広折老束五帖
- 一、 青紙拾枚
- 一、 塗三方五枚
- 一、 同膳五枚
- 一、 水引三拾わ 紺・白
- 一、 右御場所、 仮座・幕圍等用意相成、 頭人・檢使・役人中列座仕候事、

棟梁

綿貫九郎右衛門

酌

有田清左衛門

加 町棟梁

竹田門左衛門

右罷出、御規式相勤候事、

一、 右畢而、於同所神酒・御熨斗三方共、頭人之前江九郎右衛門持參、順々頂戴、相濟頭人之盃棟梁江遣候事、

但、瓶子之神酒を長柄銚子江入、酌は御用聞町人之子共罷出候事、  
付り、

御のし之儀は、御作事懸足輕以下并御用聞中江も、置のしにして御取らせ  
被成候事、

一、右御飭物之内、上々様江左之通、

一、神酒瓶子壺対宛

一、御鏡餅壺重宛 但、御熨斗添之、

殿様

式部様

美和姫様

右之通役人持参、頭人罷出演説、差上候事、

一、同断二付、御作事懸諸士中御酒被下、并足輕已下不残、御用聞中、当日罷出候諸職人・鳶・町夫等迄、煮鯛肴二而御酒被下候事、

一、当日御雇之諸職人・鳶・町夫迄、御祝相濟候上は御引せ被成候事、

右、寛政巳年<sup>(九年)</sup>新橋、文化巳年<sup>(六年)</sup>麻布新御殿連綿之御例之通被仰付候事、

一、御作事十二月晦日差止候事、

一、御急之御普請二付、<sup>(文政三年)</sup>正月二日より御作事始候事、

但、新御作事御手斧初ハ、旧冬相整候事二付其儀無之、年始御手斧初ハ、

例年之通上御作事<sup>(44)</sup>二而相濟儀二付、御式無之候事、

#### 新御殿御棟上之事

一、新両御殿御棟上御日柄之儀、円明院へ兼而撰考被仰付、二月廿四日吉辰二付御規式被仰付候次第、

一、神鏡九面

一、御鏡餅九重

一、瓶子三対

一、飭扇式拾七本

一、曝布三疋

(44) 上屋敷の作事方。

- 一、白羽二重壺疋
- 一、掛帶弍筋男帶
- 一、懸鯛三懸
- 一、鯉三折
- 一、昆布三把
- 一、鰯
- 一、熨斗三把
- 一、懸錢三貫五百文
- 一、真綿九拾目
- 一、真苧百八拾目
- 一、蒔錢七百四拾八文
- 一、蒔餅七百弍拾ウ
- 一、散米三升三合
- 一、樽壺荷
- 一、栢壺合
- 一、勝栗壺合
- 一、めやし豆壺合
- 一、梅干壺合
- 一、塩壺合
- 一、桑の枝
- 一、白広折
- 一、青紙弍帖
- 一、水引五拾把
- 一、白木膳九枚
- 一、小角三ツ

一、長柄銚子 加共、饒付、

一、三度土器<sup>(45)</sup>五拾ウ

一、青帙差三本

一、御表は御対面之間御家根、御裏ハ御座之間御家根江仮座・幕圍等相成、頭人・検使・役人中列座仕候事、

式部様より

宮木八郎右衛門

美和姫様より

宇野太兵衛

右之通被差越候事、

大工綿貫九郎右衛門

酌 松田勘兵衛

加 有田清左衛門

ひやし<sup>(46)</sup>、御表御対面之儀も、右御饒物之内取分饒付相成候事、

一、御裏御本門も御仕構同断、

大工有田清左衛門

ひやし、同断、 酌 竹田門左衛門

加 河内伝兵衛

右罷出、御規式相勤候事、

一、右御規式相濟候上、於右御場所神酒・御熨斗三方、頭人之前江九郎右衛門持

参、御<sup>左衛門</sup>清<sup>左衛門</sup>、順々頂戴、相濟頭人之盃棟梁江遣候事、

但、通ひ御用聞之子供相勤候事、

付り、

(45) 盃として使う普通の大きさのかわらけ。三度入りとも。

(46) ひやしは、本文に後から付けられた注記。

御熨斗之儀は、御作事懸り足輕已下并御用聞中江も、於会所置のしニシテ  
御取せ被成候事、

一、右御飭物之内、上様方江左之通、

一、御鏡餅壺重宛、

一、神酒瓶子壺対宛、

一、鯉一折宛、白木式喉積、

一、御食籠<sup>(47)</sup>壺宛、

殿様

式部様

美和姫様

右御規式相濟候上、役人夫々持参、頭人罷出演説、差上候事、

一、右無御滞相濟候付、被成御祝左之通、

一、米三俵 折紙・引のし、

棟梁綿貫九郎右衛門

一、同壺俵 同、

一、金百疋

酌 松田勘兵衛

一、米壺俵 同、

加 有田清左衛門

右は、御表・御裏相兼相勤候付被下分、於会所頭人申聞を以被下之、

一、同壺俵 同、

御門棟梁同人

一、金百疋 同、

酌 竹田門左衛門

(47) じきろう。食物を入れる蓋付きの容器。円形のものが多い。

一、銀貳兩 同、

加 河内伝兵衛

右は、御裏御門棟上相勤候付被下分、同断、

一、金貳百疋宛 同、

御門軸方

竹田門左衛門

長局軸方

森住惣右衛門

御裏御殿同

播磨屋又三郎

御表御殿同

武蔵屋平八

御同所同

佐野屋善六

一、同百疋宛 同、

小々受負

河内伝兵衛

同

鳶頭吉兵衛

地形方同

万屋政右衛門

一、銀三兩宛

竹田世話人

式人

森住同

壺人

武蔵屋同

老人

播磨屋同

式人

佐野屋同

式人

一、鳥目老貫文宛

鳶頭同

老人

万屋同

老人

はりまや同

老人

右之通、御棟上ニ付被成御祝被下候段、於会所頭人申聞候、世話人之儀ハ其頭取々々江申聞候事、

一、於会所御作事懸り之諸士中、水飯・煮鯛肴ニ而神酒頂戴被仰付候事、

一、同断ニ付、足輕已下惣中并參懸候御用聞中江も、水飯・取肴ニ而御酒被下候事、

付り、

当日御雇之諸職人・鳶・町夫并受負方之者迄も、不残水飯・取肴ニ而御酒被下、右相濟次第、何時ニ而も御引せ被成候事、

一、神酒錫徳老

一、水飯老重

堅田宇右衛門殿

右、御作事方役人持せ参、御棟上御飭物之内差出候段、取次江申入候、尤御用難欠候へは、手紙に而も相濟候事、

文政二年己卯十月、世子始朝見、行将与翁主為婚、麻布邸中有別殿、就加修繕、為世子夫妻常居之所、陋者大而大之、卑者增而崇之、無有不改作者、若夫後宮新弘域、以造殿宇、正月上旬載事、二月下旬竣功、殿廷之制無闕、輪奐之美悉備、伏願、落成之後和氣日盈、祥風時翔兩宮、樂予長期南山之寿、琴瑟靜好時敷蘭玉之榮、茲記修繕之始末、并録有司姓名、以垂于後昆、

文政三年庚辰二月

〔上梁文読み下し〕

文政二年己卯十月、世子始めて朝見し(48)、まさに翁主(49)と婚を為さんとす。麻布邸中に別殿有り。就ち修繕を加え、世子夫妻常居の所と為す。陋きは広げて之を大きくし、卑きは増して之を崇む。改作せざるもの有る無し。若し夫れ後宮新たに域を弘め、以て殿宇を造る。正月上旬事を載め、二月下旬功を竣う。殿廷(50)の制闕くることなく、輪奐(51)の美(51)悉く備う。伏して願わくは、落成の後、和氣日に盈ち、祥風時に兩宮を翔けんことを。樂は予て長く南山の寿(52)を期し、琴瑟(53)靜好にして時に蘭玉の榮を敷く。茲に修繕の始末を記し、并せて有司姓名を録し、以て後昆(54)に垂れんとす。

(48) 養子縁組により藩主毛利斉熙の世子となった斉元が將軍徳川家斉に初めて謁見したことをいう。

(49) 翁主は、中国では皇帝・王と側室の間に生まれた娘（正室の場合は公主）、または諸侯の娘をいう。ここでは毛利斉熙の長女美和を指す。

(50) 宮殿。

(51) 建物の広大で壮麗な美しさ。輪は高大なさま、奐は大きく盛んな意。

(52) 長寿の意。南山は西安の南にそびえていた靈山で終南山などとも。雄大かつ堅固な山とされる。

(53) 琴と大琴。「琴瑟相和す」は、夫婦仲がむつまじいことをいう。

(54) 後の世の人。

文政三年庚辰二月

行之下江

当役 堅田宇右衛門源就正

作事頭人 原田小右衛門藤原恒孝

大検使 山崎与左衛門源昌綏

検使 伊藤伝右衛門三善文富

作事方 松原喜左衛門源信晴

阿部猪兵衛藤原忠直

大工棟梁 綿貫九郎右衛門藤原美達

有田清左衛門〔再脱〕延年

右、御棟札之儀は、御用所之御沙汰を以、上梁文中村九郎兵衛<sup>(55)</sup>江被仰付候事、  
一、右御棟札、御規式相済候後、棟梁・大工召連、御裏御座之間棟木江相納候事、  
一、御普請大概御成就之处、御内婚<sup>(56)</sup>御延引被仰出候付、御庭之垣、或ハ壁上塗、  
御襖上張、御障子・御畳、其外小々之儀は、御僉儀之上、御為不宜廉々仕残差  
置候様被仰付、御買上相成居候物々は、べりを以根作事江引渡、仕残之廉々伝  
書を以相渡、御殿之儀は、番人として御中間式人宛両御殿被差出、根作事江引

(55) 名は敬、華嶽と号す。藩主の侍講より藩校明倫館の学頭を勤めた。

(56) 藩主毛利斉熙には文化十一年(一八一四)に生まれた保三郎(斉広)という実子がいた  
が、いまだ幼少であったため従弟に当たる斉元を継嗣と定め、長女美和と結婚させて婿養  
子とした。ところがそれぞれの年齢構成の関係から、幕府への届出は文政二年(一八一  
九)九月に斉元の養子願、同六年五月に美和との婚姻願、という段階を踏んだ。そのため  
正式な届出が済むまでは、斉元と美和の婚姻は内婚の扱いとされた。この間の経緯につい  
ては大森映子「萩藩毛利家の相続事情―養子相続と公的年齢―」(『湘南国際女子短期大学  
紀要』九号、二〇〇二年)参照。

渡、原田・松原共追々御上屋敷引取、綿貫事ハ御番手明<sup>(57)</sup>御国被差下候事、

新御作事懸り之面々御目録被下候御沙汰之事

一、銀子拾枚

原田小右衛門

右、麻布新御殿御普請大段之儀候処、頭人役として被差出、万端無抜目彼是遂心遣、宜出来、段々遂苦劳候、依之拝領被仰付候事、

一、同七枚

山崎与左衛門

右同断ニ付、検使役として被差出、彼は大段之儀候処、万端無抜目遂其節、宜出来、段々遂苦劳候、依之同断、

一、同五枚

伊藤伝右衛門

右同断、

右、於御用所堅田宇右衛門殿被仰渡候事、

ひやし、中村九郎兵衛儀、上梁文相調候付、御目六<sup>〔録〕</sup>被下候得共、他之儀ニ付不記之、

一、金三两宛

松原喜左衛門

阿部猪兵衛

右同断ニ付、作事方被仰付、別而大段之儀候処、万端無緩令心遣、宜出来、段々遂苦劳候、依之右之通被下候事、

一、銀三枚

綿貫九郎右衛門

右同断ニ付、棟梁役被仰付、別而大段之儀候処、万端無緩令心遣、宜出来、

(57) 番手明(ばんてあけ)は、江戸詰の期間が終わること。

遂苦勞候付同断、

一、銀貳枚

棟梁  
有田清左衛門

一、同五兩

張付師  
林 六之助

一、同拾六匁宛

会所手子  
平四郎

定肝煎  
赤川又六組  
弥右衛門

林 孫四郎

左伝太

後付  
九右衛門

源兵衛

太郎太

惣八

增肝煎  
幸吉

早之助

斧助

作兵衛

市兵衛

源次右衛門

右は、最初より御普請成就迄相勤候、

一、同拾貳匁宛

後付  
吉之允

市郎左衛門

久左衛門

左助  
藤助  
伊三郎  
万吉  
吉五郎  
権七  
幾之進  
孫七  
又右衛門  
幾右衛門  
大左衛門

増肝煎

右は、半途より被差出、又は半途ニ而引候分、

一、同九匆宛

小使

又右衛門  
吉五郎  
勘兵衛  
弥一郎  
惣太郎  
熊次郎

右、最初より御普請成就迄、

右、麻布御部屋・御裏両御殿御普請ニ付被差出、骨折候付被遣候事、右書面を以  
山田藤左衛門より猪兵衛江相渡候付、檢使方申合、夫々及沙汰候事、

ひやし、前々新御作事之節は、諸土中御目見被仰付、猶御料理被下候様相見候得共、  
去文化巳年<sup>(六年)</sup>之通、此度其儀無之候事、

新御作事御入用銀差引書

一、金三百五拾八貫六百五拾目

但、根積辻、

内

貳百七拾貳貫五百八拾七匁八分六リ

但、勘文調相成現御入用之辻、

貳拾貳貫七百五拾七匁貳分九リ

但、両御殿御疊類其外此度仕残相成、至往御引移前仕調可被仰付御引当、

棟梁積出之辻、

差引

残六拾三貫三百四匁八分五厘

但、現御入用高卜仕残御引当両条引去御入劣当ル、

右、此度調被仰付候新御作事一件御入用、前書之通、尤諸方落札之類を初、夫々御入用之廉分、委細差引相整可申之処、仕残も有之事ニ付、御入用荒増相縮、差引書前書之通記置候事、

覚

一、白広折百貳束

一、同半紙百四拾束

一、新折貳拾束

但、御部屋・御裏共、御天井・御床共下張、御襖類下張はり繕ひ、并長局襖下張はり繕等御入用之分、

一、黄広折八束

一、同小杉拾八束

一、同半紙五拾束

一、同手紙貳束

但、御帳紙其外御入用之分、

以上、

右、新御作事一件為御用於吳服方借受、追々遣払分、払切相成候様申出候事、  
四月

覚

一、鯛拾貳連<sup>(58)</sup>

但、御手斧初・御柱建・御棟上之節共御入用之分、

右同断ニ付、於濃物方借受遣払分同断、

四月

覚

一、銀百貳拾三匁五分

右、麻布新御作事木葉錢差引残、前書之通御要用銀之内江受添相成候様申出候  
事、

四月

文政四巳二月より同四月迄

麻布両御殿仕残御普請記録

御当役児玉三郎右衛門殿御役中

頭人

原田小右衛門

麻布御部屋・両御殿仕残之所調被仰付御用懸り之面々、左之通二月廿日被仰渡候  
事、

(58) 鯛一連は十枚。

原田小右衛門

右、御用所役より麻布新御作事御用懸被仰付候事、

白井伊右衛門

右同断ニ付、大検使役より新御作事江も出勤被仰付候事、

松原喜左衛門

右同断ニ付、御算用方より新御作事御用懸り被仰付候事、

阿部猪兵衛

右、只今迄之御役被差除、麻布御作事方被仰付、新御作事をも所勤被仰付候事、

綿貫九郎右衛門

右、当春御番手トシテ被差登候処、從途中急ニシテ被召登、上御作事棟梁役より御用懸り被仰付候事、

棟梁

松田勘兵衛

右、九郎右衛門未着ニ付、上御作事棟梁役より新御作事御用をも相達候事、

同

有田清左衛門

右、麻布御作事棟梁役勤懸りより新御作事御用をも相達候事、

会所手子

片山市右衛門組

平四郎

右、新御作事方手子として被差出候事、

同

平川庄兵衛組

彦左衛門

定肝煎

福井吉兵衛組

豊嶋久太郎

重見太郎兵衛組

左伝太

九右衛門

後付

有田伝左衛門組

源兵衛

矢倉付

太郎太

御蔵元付

惣八

片山市右衛門組

甚吉

地方組

伝兵衛

御殿肝煎より増肝煎

御蔵元付

斧助

御清水肝煎より増同

矢倉付

作兵衛

御殿番より増同

御蔵元付

源次右衛門

吉右衛門

園右衛門

後藤長右衛門組

吉左衛門

大檢使手付

中嶋九郎兵衛組

又五郎

山縣市右衛門組

藤四郎

小使

新六尺

又右衛門

張付手伝

吉五郎

増小使より張付手伝

善兵衛

弥兵衛

増小使

安田孫四郎組

熊次郎

右、孰も勤懸りより新御作事御用をも相達候事、

増立肝煎

佐村藤兵衛組

権左衛門

渡辺次右衛門組

新蔵

右、新御作事増立肝煎トシテ被差出候事、

張付師

林 六之助

右、張付一途引除見合候事、

木村勝之助

右、当春御番手トシテ被差登、三月廿三日着、麻布御作事方被仰付、新御作事御用をも被成御聞せ候事、

会所手子

藤井七右衛門組

宇兵衛

御蔵元付

与一郎

小使

新六尺

清助

右、当御本番手麻布御作事方手子小使トシテ被差出、新御作事御用をも相達候事、

一、御殿向其外仕残之廉々、早速より取懸相成、第一御家狂ひ多く、敷居・鴨居  
其外取替、又ハ仕直等相調、御用懸り之面々追々罷越見合仕候事、

一、御裏御殿為見合、老女高嶋・外山、御次女中少々相添、御取次岡与一郎・御  
被官所益成正右衛門同道、二月晦日罷越、御客様御仕舞所を始、御廊下・御納  
戸・長局等少々好有之二付、御僉儀之上仕調被仰付候、尤御対面御椽より御錠  
前迄伝之御鈴廊下、葺下<sup>(59)</sup>ニシテ仕調被仰付候外、増坪ニハ不相成、御有懸之  
内ニ相調候事、

(59) ふきおろし。母屋の屋根を延長して、付属する建物の屋根にすること。

一、追而御詮儀之上、是迄相調居候御小座敷を所替ニシテ建調被仰付、右之跡江御休息之間八畳二六畳之御座敷新規建継被仰付、凶面を以御伺相済、早速取懸、成就仕候事、

一、小々仕残之所々追々出来相成、御休息之間も成就二付、右於御間ニ御家堅御祈禱被仰付候、次第左之通、

御家堅御祈禱之事

一、御家堅御祈禱之儀、円明院江吉辰撰考被仰付、此度之儀は御表・御裏被相兼候而、於御休息之間(四月)十四日より檀拵相成、十五日・十六日一夜越御祈禱執行被仰付候、一件記録所より沙汰相成候事、

一、御表・御裏共御寢所御間清メ就被仰付候、十五日朝御裏御寢所御間清メ相成、引続於御休息之間御家堅御祈禱有之候、非時<sup>(60)</sup>以後又々御祈禱、引続御裏御寢所御間清メ相成候、頭人・檢使・役人中相詰候事、

一、十六日早朝より執行相成、四ツ時御結願畢、

殿様より御代拝、御歳男

国弘祐次

(毛利斉元)  
宮内様<sup>(61)</sup>より同断、

楊井孫太郎

美和姫様より御代拝、御裏老

宇野太兵衛

右、御代拝有之候付、頭人・檢使・役人中右御場所相詰候、左候而迎ひ送

<sup>(60)</sup> 仏教の非時食戒により、正しい時間すなわち正午前に摂る食事を齋（とき、齋食さいじき）、それ以後の食事を非時と呼んだ。

<sup>(61)</sup> 毛利斉元は文政二年（一八一九）九月藩主斉熙の養子となった後、同年十一月従四位下式部大輔に叙任し、翌三年六月宮内大輔に転任した。

り仕候、御代拜相濟候上、諸士中并棟梁迄拜被仰付候事、

記録役

口羽兵庫

御内婚懸り

飯田源八郎

記録所筆者

中村伝左衛門

懸り筆者

藤田如泉

右相詰、拜被仰付候事、

一、金貳百疋

円明院

一、銀貳両宛

同宿四人

右之通被下候段、記録所役より申聞候事、

ひやし、外ニ貳百疋被就御氣候段、(阿部)猪兵衛より役僧迄内々申達候事、

一、同日御休息之間棟木江穴を彫、本尊を納候由ニ付、棟梁松田勘兵衛・同宿壱人御天井之上江登り相納候、右ニ付勘兵衛儀、別火仕候事、

但、御上屋敷・御中屋敷御家堅御祈禱之節ハ、円明院入込致滞留候付、休息所其外仕構相成、坊主衆も被差出候得共、此度之儀ハ御屋敷内之儀ニ付、御寺より通ひ候而執行相成候、右ニ付坊主衆不及出勤、齋・非時認<sup>(62)</sup>をも役僧江御頼ニ相成、追而代銀一件銀を以立戻被仰付候事、

一、同日御結願ニ付、於梅之間円明院御料理可被下処、御屋敷違之儀故、此段も寺江御頼相成、賄料追而相縮、一件銀を以立戻被仰付候事、

一、御祈禱入用物之儀は、於円明院用意相成、御作事方取扱無之候、尤御間清入用机・灯台計相調候事、

(62) 認(したため)は食事のこと。

御普請出来、三郎右衛門殿御見分之事

(児玉、当役)

一、四月十八日、三郎右衛門殿為御見分御出有之候付、頭人・檢使・役人中於御部屋御殿御出迎仕、原田小右衛門致御案内、御殿中不殘長局迄御見分、無滯相濟、孰も心遣之段御挨拶有之、御帰りの節、棟梁・手子・後付・立肝煎・小使之者迄御殿御門外ニ並居、頭人役取合ニ而御送り仕候事、

新御殿御裏御門通初并兩御殿御竈清之事

一、芝神明之社人西東若狭守方江手子老人差越、前廉乞合<sup>(63)</sup>仕らせ置、五月朔日五ツ時過、下社家河野主馬罷越、御門前ニ而御祈禱執行仕候、右相濟、頭人・檢使・役人中并棟梁迄麻上下着用、社家同道ニ而御門通初相濟候、左候而御表・御裏御台所江罷越、御竈清御祈禱相濟候、右兩条江対シ、御初穂金三百疋御作事方より書上ケ手紙差出候、尤御上屋敷之節ハ御懸相<sup>(64)</sup>被差出儀候得共、御屋敷違之儀ニ付、賄料トシテ一件銀之内を以金百疋遣候、兩条共昼時迄ニ相濟候、先達而乞合仕らせ候手子老人付置、頭人・檢使・役人兩度挨拶仕候、入用物之儀は、西東方より付立差越相調置候而、前日彼方江為持遣候、

一、同日昼以後、御鈴口<sup>(65)</sup>御封ベリとして三郎右衛門殿御出有之、御部屋御廊下番罷出、御封ベリ相濟候、左候而御引移り迄ハ御鈴口之鍵御作事方預リニ被仰付候事、

一、五月二日、御裏御殿引渡就被仰付候、御裏老宇野太兵衛・御取次御被官罷越

(63) こいあい。問い合わせ、協議。

(64) かけあい。軽い食事。

(65) おすずぐち。表御殿と裏御殿との間の出入口。

候付、頭人・検使・役人中并棟梁立会、引渡相濟候事、

但、ズリ々之儀は錠鍵相添、付立を以申伝候事、

付り、今日より御被官老人・小検使老人・御小人已下少々入込相成候事、

一、美和姫様、五月九日朝五ツ半時之御供揃二而、御中屋敷より当御屋敷御本門通り新御殿江御引移、無御滞被為濟候事、

一、右二付、頭人・検使新御殿罷出、老女衆相對、今日之恐悦申上候事、

一、役人中も御用所罷出、御裏老江恐悦申上候事、

一、六月十一日、御部屋御殿引渡就被仰付候、番頭宮木八郎右衛門・御用所福井平右衛門・御奥筆者平野玄喜・御道具方佐々木慶佐、其外新御作事よりも頭人・検使・役人中并棟梁立会引渡相濟候事、

但、ズリ之儀、錠鍵相添、付立を以申伝候事、

付り、今日より御陣僧其外少々入込相成候事、

一、六月十三日、宮内様四ツ時之御供揃二而、大御殿より御部屋御殿江御引移り、無御滞被為濟候事、

一、右二付、頭人・検使・役人中も罷出、恐悦申上候事、

#### 御家坪数之事

一、地坪四百七拾貳坪貳合五勺

内

貳百拾貳坪貳合五勺

但、御有来之御家其促差置、小々御住居替相成分、

貳百六拾坪

但、木道具新古取合建替相成分、

一、二階坪百貳坪貳合五勺

右、御表之分、

一、地坪五百七拾三坪三合貳勺六才

内

九坪

但、御二階引家小々仕直シ之分、

八拾貳坪四合六才

但、長局同断、

四百八拾壹坪九合貳勺

但、建調坪之分、尤御座之間・御寢所・御対面・御式台廻り新規ニシ

テ、御次廻り新古取合ニシテ建調相成分、

一、二階坪百四拾三坪貳合五勺

右、御裏之分、

入札之部凡付立

一、御裏御小座敷所替ニシテ建調、右之跡江御休息之間新キ建繼、好注文之通軸

方一式請負ニシテ、

代金百三拾四兩

森住惣右衛門

一、同所御小座敷こけらふき并御休息之間土居葺<sup>(66)</sup>共、好注文之通一式同断、

代同拾兩貳歩

家根屋三郎兵衛

一、同所御小座敷壁木摺<sup>(67)</sup>、并御休息之間壁木摺より上塗迄、好注文之通一式同

(66) どいぶき。瓦等の下地として薄い板や木皮を葺くこと。

(67) きずり。塗壁の下地として用いられる薄い小幅板。

断、

代同九両式歩卜五匁

熊野平兵衛

一、同所御小座敷解除之瓦を以御休息之間家根瓦葺調、好注文之通瓦方一式同断、

代同六両式歩

瓦師長兵衛

一、御表御座之間・御裏御小座敷・御休息之間竹穂垣・萩垣<sup>(68)</sup>等新キ仕調并樹木  
新古植付一式同断、

代同式拾九両壹歩卜三匁

植木屋十五郎

麻布新御作事現御入用銀差引書

一、銀貳百三拾八匁九分

但、御家堅・御門通初并御竈清等之節御入用物之代、

一、同五貫九百六拾五匁六分八厘

但、諸材木之代、

一、同七百五拾三匁壹分六厘

但、荒物類之代

一、同三百三拾三匁七分七厘

但、竹類之代、

一、同五百拾九匁貳分四厘

但、瓦之代、

一、同貳百七拾七匁九分四厘

但、土砂之代、

(68) 竹穂垣(たけほがき)は竹の枝、萩垣は萩の枝で作られた垣。

一、同五百拾八匁九分八厘

但、土台下新古差石・柱玉石其外石方一式之代、

一、同五貫八百四匁三分

但、釘・鉄物・銅板、其外引手・釘隠シ等、并銅師人力共之代、

一、同貳拾貳匁四分四厘

但、鋤鍬取繕之代、

一、同三貫三百三拾目六分四厘

但、戸障子其外建具類一式之代、

一、同四貫貳百五拾貳匁壹厘

但、唐紙類其外張付人力共一式之代、

一、同拾貫百拾貳匁九分貳厘

但、疊類一式之代、

一、同六貫六拾目五分

但、諸人力之代、

一、同百拾貳匁貳分壹厘

但、土居ふき并曾木類之代、

一、同三拾貳貫五百四拾貳匁三分七厘

但、諸請負之代、

以上、

一、銀三百六拾五貫八百貳拾三匁

但、根積辻金三百五拾八貫六百五拾目を銀ニシテ右之辻、

内

貳百七拾八貫三拾九匁六分貳厘

但、<sup>(文政三年)</sup>辰四月勘文仕調相成現御入用金貳百七拾貳貫五百八拾七匁八分六

厘を銀ニシテ右之辻、

式拾三貫貳百拾貳匁四分三厘

但、兩御殿御疊類其外仕殘相成、御引移前仕調可被仰付御引当、棟梁積辻金貳拾貳貫七百五拾七匁貳分九厘を銀ニシテ右之辻、

六拾四貫五百七拾目九分五厘

但、兩条引去御入劣り当分金六拾三貫三百四匁八分五厘を銀ニシテ右之辻、

仕殘御引当・御入劣り共、

以上八拾七貫七百八拾三匁三分八厘

内

七拾貫八百四拾五匁

但、(文政四年)已四月勘文仕調相成現御入用辻、

差引

殘拾六貫九百三拾八匁三分八厘

但、御入劣り二当、

右、文政四巳ノ二月廿日より同四月十八日迄之間、麻布新御作事方おゐて払方被仰付候御入用銀差引前書之通御座候事、

覚

一、白広折九拾五束

一、新折四拾束

一、白半紙貳百九拾五束

但、兩御殿仕殘所、御天井・御襖類下張、諸押入内張、御障子不殘張調御入用之分、

一、黄広折五束

一、同小杉貳拾束

一、同半紙四拾束

一、銀印筆拾対

一、竹林形墨三挺

一、黄手紙五帖

但、御帳紙其外御入用之分、

右、新御作事為御用於吳服方借受御遣用相成分、扨切申出候事、